令和６年度（2024年度）
障害福祉サービス等制度改正について
【相談系サービス編】

【対象サービス】
- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 計画相談支援
- 障害児相談支援

八王子市福祉部指導監査課　障害担当

１．この動画の目的

２．令和６年度　主な制度改正事項について

１．この動画の目的について

令和６年度障害福祉サービス等制度改正

令和6年4月1日
・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（一部の改定事項については経過措置あり。）

この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、**サービス内容の質の確保**及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

↓

障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。

２．令和６年度
主な制度改正事項について

制度改正事項
①地域生活支援拠点等の機能の充実
②意思決定支援の推進（障害児相談支援を除く）
③高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（計画相談支援、障害児相談支援）
④障害福祉現場の業務効率化
⑤業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
⑥情報公表未報告の事業所への対応
⑦相談系サービスにおける基本報酬等の見直し
⑧医療等の多機関連携のための加算の拡充等
⑨相談支援人材の確保及びICTの活用について
⑩その他（基本報酬の見直し、個別支援計画の共有、「常勤」及び「常勤換算」要件の見直し、障害児相談支援におけるインクルージョン推進等）

①地域生活支援拠点等の機能の充実（1/2）

○ 緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。

<<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】>>　　500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１以上配置している場合

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１以上配置している場合

※コーディネーター１人当たり、本加算の算定人数の上限を１月当たり合計100回までとする。

①地域生活支援拠点等の機能の充実（2/2）

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。
（地域移行支援、地域定着支援）
<<障害福祉サービスの体験利用加算の見直し>>（地域移行支援）
<<地域生活支援拠点等の場合の加算の見直し>>（地域定着支援）

次のイ及びロのいずれにも該当する事業所であること。
イ　運営規程において、当該事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ　事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第77条第３項第１号に規定する関係機関をいう。）との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。

②意思決定支援の推進（障害児相談支援を除く）

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

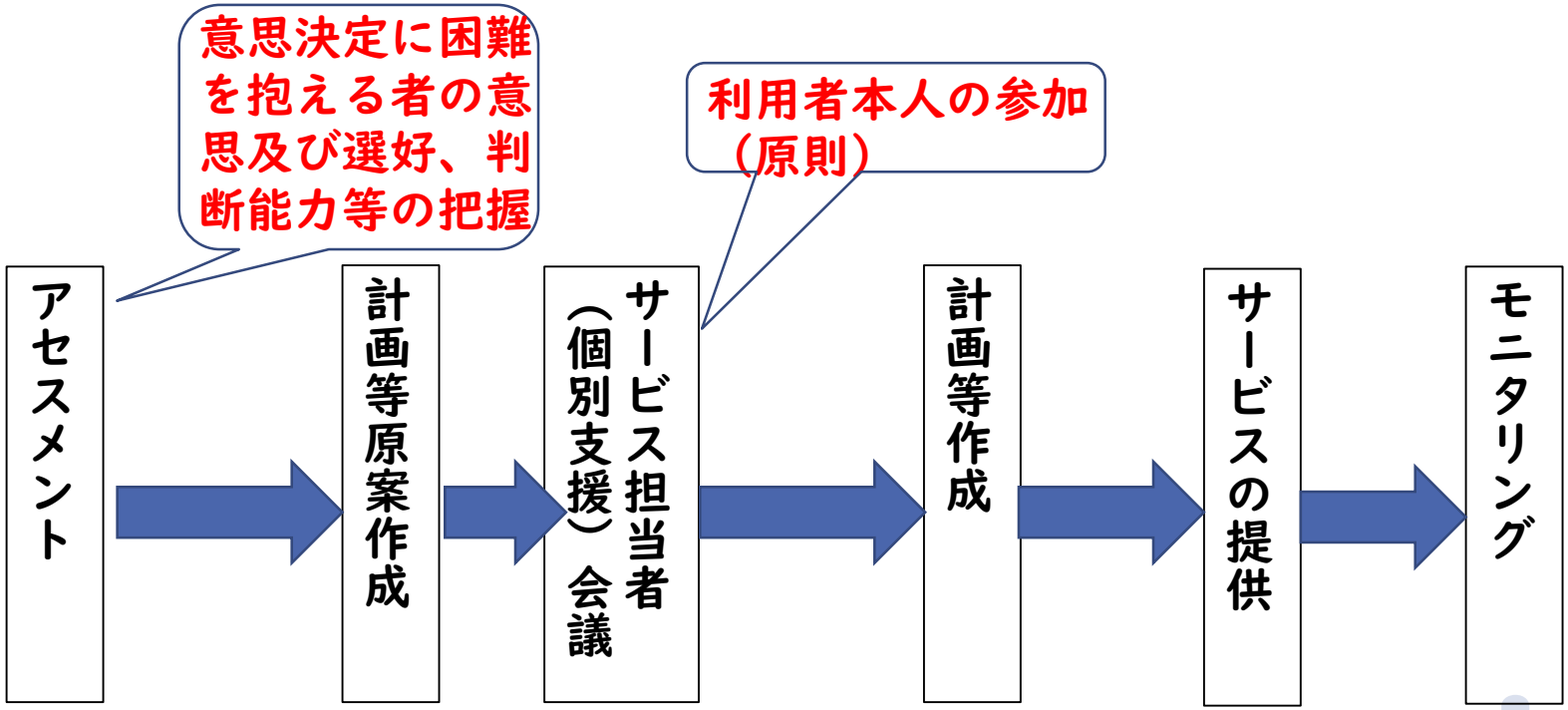

③高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（計画相談支援、障害児相談支援）

○高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

<<高次脳機能障害支援体制加算>>【新設】

イ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）　60単位／月

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置し、その旨を公表し、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に相談支援を行っている場合に加算する。

ロ　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）　30単位／月

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置、その旨を公表している場合に加算する。

④障害福祉現場の業務効率化

○管理者が責務を果たせる場合であり、必要時に速やかに出勤できる場合、同一敷地内等に限らず兼務できることとする。

○ 管理者が適切な措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。

○令和５年度中に作成した標準様式及び標準添付書類の使用の基本原則化について検討。

⑤業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の１％を減算する。

・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

⑥情報公表未報告の事業所への対応

○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の３（児童福祉法第33条の18）の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の５％を減算する。

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑦相談系サービスにおける基本報酬等の見直し（1/2）

① 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、
算定要件を追加（※）した上で、基本報酬を引き上げ

（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定要件に以下の下線の内容を追加）

- 協議会への定期的な参画
- 基幹相談支援センター（地域生活支援拠点等）が行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画

※改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所は、令和７年３月31日まで、上記要件を満たすものとみなす。

- 地域生活支援拠点等を構成又は地域生活支援拠点等に係る関係機関と連携体制を確保し、協議会に定期的に参画

⑦相談系サービスにおける基本報酬等の見直し（2/2）

② 主任相談支援専門員配置加算の拡充

【令和６年度以降】

イ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）　300単位／月

※地域相談支援の中核的な役割を担う事業所で、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、 当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、資質向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）　100単位／月

※令和５年度以前の【主任相談支援専門員配置加算】の算定要件と同一

③ 地域体制強化共同支援加算の見直し

【令和６年度以降】

（算定要件）

地域生活支援拠点等を構成又は地域生活支援拠点等に係る関係機関と連携体制を確保し、協議会に定期的に参画

⑧医療等の多機関連携のための加算の拡充等(1/2)

①　医療等の多機関連携のための加算の見直し

加算名	算定場面	令和５年度以前	令和６年度以降
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	（新）通院同行	ー	300単位
	（新）情報提供	ー	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	（新）通院同行	ー	300単位
	（新）情報提供	ー	150単位
入院時情報連携加算（Ⅰ） 退院・退所加算	訪問	200単位	300単位
入院時情報連携加算（Ⅱ） 居宅介護支援事業所等連携加算 保育・教育等移行支援加算	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院１回最大３回、情報提供は病院・それ以外で各１回算定可能

⑧医療等の多機関連携のための加算の拡充等(2/2)

② 高い専門性が求められる者の支援体制の強化

【令和５年度以前】 要医療児者支援体制加算／行動障害支援体制加算／精神障害者支援体制加算 各35単位/月

【令和６年度以降】

イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置・公表し、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に相談支援を行っている場合に加算する。

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置・公表し、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に相談支援を行っている場合に加算する。

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月

精神障害者の障害特性・支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置・公表し、利用者が通院等する病院等の保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制の下で当該相談支援専門員により、精神障害児者に対して現に相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）行動障害支援体制加算（Ⅱ）／精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 各30単位/月

※令和５年度までの各加算と同様

③ 医療との連携のための仕組み

医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等用計画案の作成に活用できる旨周知。

⑨相談支援人材の確保及びICTの活用について(1/2)

①適切な相談支援の実施

・市町村毎のセルフプラン率・モニタリング期間について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成・柔軟なモニタリング期間設定を促す方策を講じる。

・標準より短期間のモニタリング期間設定が望ましい場合として、以下を追加。

（１）障害者支援施設又はGHを利用し、地域移行や一人暮らし等の意思が明確化しておらず、丁寧な意思決定支援が必要な者

（２）重度障害を有する等により、意思決定支援に頻回な関わりが必要な者

（３）進学・就労等ライフステージ移行期にある障害児や、発達支援・家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

⑨相談支援人材の確保及びICTの活用について(2/2)

②相談支援に従事する人材の確保

・機能強化型の基本報酬を算定する指定特定相談支援事業所で、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士を新たに「相談支援員」と位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリング業務を行うことができるよう指定基準が見直し。

③ICTの活用等

・以下の加算要件である居宅訪問につき、一部オンライン等による面談も可能とする。
（月１回は対面に訪問が必要。）

- 初回加算（契約日から３月を経過する日以降に、月２回以上居宅等訪問・面接した場合）
- 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月２回以上居宅訪問した場合）
- 居宅介護支援事業所等連携加算（月２回以上居宅訪問した場合）
- 保育・教育等移行支援加算（月２回以上居宅訪問した場合）

⑩その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙１）参照

○地域移行支援計画について、指定計画相談支援事業者にも交付しなければならないこととする。（地域移行支援）

○障害児相談支援の運営基準において、以下を努めるよう事業所に対し求める。

・障害児等の意思尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施

・障害児支援利用計画作成や必要な情報の提供・助言等の援助にあたり、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進

各項目の参考資料《市HPに掲載されています》

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。